

## 東北運輸局プレスリリース

令和元年5月28日 国土交通省 東北運輸局

## 東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、 平成31年4月は2件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。 なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

- 1 行政処分等の年月日
- 2 事業者の氏名又は名称(法人番号、代表者名)
- 3 事業者の所在地
- 4 営業所の名称
- 5 営業所の所在地
- 6 行政処分等の内容
- 7 主な違反の条項
- 8 違反行為の概要

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当:山口、小松

Tel:  $0 \ 2 \ 2 - 7 \ 9 \ 1 - 7 \ 5 \ 3 \ 2$ 

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

## 平成31年4月分

· —								1777-1 1777
番号	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等 の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1		新花矢タクシー 株式会社 (法人番号9410001006921) 代表者 谷地田 恒夫	秋田県大館市 常盤木町12番 22号		秋田県大館市常盤木町442	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年10月2日、監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 (1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第 24条第5項)、 (2)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、 (3)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、 (4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
2		有限会社 ユニオン交通 (法人番号3410002009185) 代表者 谷地田 恒夫	秋田県大館市 字新町23番地3	営業所	秋田県横手市 十文字町字 大道東52-7	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年11月7日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第1項)